

# 畜産試験場条例制定

## 蜜蜂転飼取締条例 家畜保健衛生所条例 一部改正

4月1日から従来の種畜場及び畜産農場が畜産試験場として発足したが、これにともなう畜産試験場条例が制定され、又養ほう振興法の施行により蜜蜂転飼取締条例、又家畜保健衛生所条例がそれぞれ一部改正されたが、趣旨及び条例は次のとおり。

### ◎岡山県畜産関係試験場条例について

従来岡山県種畜場及び畜産農場条例に基き、岡山種畜場、千屋種畜場及び津山畜産農場を設けて、畜産に関する試験研究及び指導が行なわれてきたが、国の用地買収による岡山種畜場の移転に伴い、新たに同場は、岡山県養鶏試験場（岡山市）として主として種鶏の改良繁殖、鶏の衛生飼養管理、養鶏技術の講習等養鶏に関する試験研究、調査及び指導にあたり、津山畜産農場は、岡山県酪農試験場（津山市）として乳用牛の改良繁殖、人工受精及び衛生、飼養管理、牛乳の加工利用、酪農技術の講習等酪農に関する試験、研究、調査及び指導にあたり、千屋種畜場は、岡山県和牛試験場（新見市）として、和牛の改良繁殖、人工受精及び衛生、飼養管理、和牛の役利用及び畜産物の加工利用、畜産技術の講習等和牛に関する試験、研究、調査及び指導にあたることになった。そして数箇年にわたる整備拡充年次計画に基きそれぞれの特色をいかし施設の整備拡充、業務の再編成のもとに畜産に関する総合的改良発達を図るものである。

なお、この条例の制定に伴い、従来の岡山県種畜場及び畜産農場条例及び岡山県種畜場及び畜産農場管理条例は廃止するとともに、岡山県種畜場及び畜産農場使用料徴収条例について規定の整備がはかられた。

### ◎岡山県蜜蜂転飼取締条例の一部を改正する条例について

養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の施行に伴い、他の都道府県から本県内にみつばちの転飼をしようとする場合は、同法により知事の許可を受けることとなったので、本条例による転飼許可から除外するとともに、その許可には、転飼の場所、ほう群数、期間その他の事項について条例を附することができるこ

ととされた。

なお、許可手数料が30円から50円に増額された。

### ◎岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について

家畜保健衛生所の使用料については、昭和30年10月家畜共済診療点数表に準じて全面的に改正されたが、今回人工受精に関する出張料について民間と調整するため改正された。

### 岡山県畜産関係試験場条例

（昭和31年3月27日 岡山県条例第18号）

#### （目的及び設置）

第1条 畜産に関する試験、研究、調査及び指導を行い、畜産の総合的改良発達を図るため、次のとおり岡山県畜産関係試験場を設置する。

名 称	位 置
岡山県養鶏試験場	岡 山 市
岡山県酪農試験場	津 山 市
岡山県和牛試験場	新 見 市

#### （業務）

第2条 岡山県養鶏試験場、岡山県酪農試験場及び岡山県和牛試験場（以下「試験場」という）は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

名称 業務

#### 岡山県養鶏試験場

- 種鶏の改良、繁殖及び育成に関する試験、研究及び調査
- 飼養管理に関する試験、研究及び調査
- 鶏の衛生に関する試験、研究及び調査
- 生産物の加工及び貯蔵に関する試験、研究及び調査
- 養鶏経済及び経営に関する調査
- 種雛及び種卵の配付
- 種鶏の産卵能力集合検定
- 養鶏技術者の養成及び養鶏に関する技術の講

## 岡山畜産便り 1956.06

習

九 その他必要な業務

### 岡山県酪農試験場

一 乳用牛の改良，繁殖及び育成に関する試験，研究及び調査

二 飼養管理に関する試験，研究及び調査

三 人工受精及び衛生に関する試験，研究及び調査

四 飼料作物の栽培に関する試験，研究及び調査

五 種畜並びに種苗及び種子の配付

六 牧野及び草生の維持改良に関する試験，研究及び調査

七 牛乳の加工及び利用に関する試験，研究及び調査

八 酪農経営に関する研究及び調査

九 酪農技術者の養成及び酪農に関する技術の講習

十 その他必要な業務

### 岡山県和牛試験場

一 和牛の改良，繁殖，育成及び肥育に関する試験，研究及び調査

二 飼養管理に関する試験，研究及び調査

三 和牛の役利用に関する試験，研究及び調査

四 人工受精及び衛生に関する試験，研究及び調査

五 畜産物の加工及び利用に関する試験，研究及び調査

六 牧野及び草生の維持改良に関する試験，研究及び調査

七 和牛の飼育経営に関する研究及び調査

八 種畜の生産及び配付

九 飼料作物の栽培に関する試験，研究及び調査

十 畜産技術者の養成及び畜産に関する技術の講習

十一 その他必要な業務

#### (職員)

第3条 試験場に次の職員を置く。

場 長

主 事 若干名

技 師 若干名

その他の職員 若干名

#### (分場)

第4条 知事は，必要と認めるときは，試験場の分場

を設けることができる。

#### (その他)

第5条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，規則で定める。

#### 附則

1 この条例は，公布の日から施行する。

2 岡山県種畜場及び畜産農場条例（昭和23年岡山県条例第18号）は，廃止する。

3 岡山県種畜場及び畜産農場使用料徴収条例（昭和25年岡山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山県畜産関係試験場使用料徴収条例

第1条中「岡山県種畜場及び畜産農場」を「岡山県養鶏試験場，岡山県酪農試験場及び岡山県和牛試験場」に改める。

### 岡山県蜜蜂転飼取締条例の一部を改正する条例

(昭和31年3月27日 岡山県条例第19号)

岡山県蜜蜂転飼取締条例（昭和25年岡山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条 を次のように改める。

#### (目的)

第1条 この条例は，養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第4条第3項の規定に基き，県内における蜜蜂の転飼について規制することにより蜜源の分配調整の適正化を図り，養ほう事業の健全な発達に資することを目的とする。

第3条第1項中「転飼」を，「県内において転飼」に改める。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め同項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可には，転飼の場所，ほう群数，期間その他の事項について条件を附することができる。

第4条中「第2項」を「第3項」に改める。

第5条第2項中「30円」を「50円」に改め，同条第4項を削る。

第7条中「5万円以下の罰金，拘留又は科料の刑を科する」を「1万円以下の罰金に処する」に改める。

第8条を削る。

別紙様式「備考 県外者は転飼先通信連絡先場所を

## 岡山畜産便り 1956.06

この欄に記入のこと」を「備考」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 岡山県手数料徴収規則の一部を改正する規則

(昭和31年3月27日 岡山県規則第26号)

岡山県手数料徴収規則(昭和31年岡山県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第122号中「30円」を「50円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(昭和31年3月27日 岡山県条例第12号)

岡山県家畜保健衛生所条例(昭和25年岡山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2号中

「85 出張料			3往診の項に準ずる。 受胎(乳牛4回, その他の家畜3回注入)するまでは、1回分とみなす。」
---------	--	--	---

を

「85 出張料	10	10	家畜保健衛生所の管轄区域内の市町村はこの基準により、いずれの家畜保健衛生所の管轄区域内にも属しない市町村は倍額とする。 1戸に2頭以上の授精がある場合は、出張は1回とする。 受胎(乳牛4回, その他の家畜3回注入)するまでは1回分とみなす。」
---------	----	----	---

に、註の5の項を次のように改める。

5 この表にいう薬価基準表は、農家災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第33条第1項の規定に基き農林大臣の定める薬価基準による。

### 附則

この条例は、昭和31年4月1日から施行する。